

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-15	下水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	(2) 受益者負担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 受益者負担金 受益者負担金については、野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「受益者負担金については、」を削除する。「野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり」を「小林市の制度等を基本として」に変更する。	6
		2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 使用料については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「使用料については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	16
		(2) 分担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 分担金 分担金については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「分担金については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	17
25-16	水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	3
		(2) 水道加入金 現行のまま、新市に引き継ぐ。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	5
		2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。	2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			調整内容中「水道料金の算定方法については、」「また、」を削除する。「は、」「将来的には」を挿入する。	12
		(2) 水道加入金 一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年目処に新たな制度等を制定する。			調整内容中「水道加入金については、」を削除する。一部文言を変更する。	14